

平成 26 年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】 平成 26 年 8 月 6 日 (水) 午後 5 時 30 分～午後 7 時 00 分

【場 所】 燕市役所 2 階 会議室 201

【出席者】 委員 五十嵐勝也、池田 弘、梅田豊久、笹川常夫、高橋真由美
滝澤惇三、田中 進、田村 秀、細野美恵子、山崎綾子（敬称略）
事務局 企画財政課長 田辺秀男、同副主幹 杉本俊哉
同副参事 柴山文則、同政策専門員 石黒昭彦
同主事 浅野晴也、石村由紀、吉田英樹

1. 開会

事務局：皆様お疲れ様です。お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから平成 26 年度第 2 回行政改革推進委員会を開催させていただきます。本日は全員のご出席をいただいております。

2. 会長あいさつ

会長：皆さんこんばんは。行革は様々な要素を睨みながら望ましい方向へ持っていく、場合によっては相反する考え方や方向性もある中で、いかにそのバランスをとっていくかということが難しいわけですけれども、各委員の皆様方のご協力を得ながら進めていきたいと考えております。

3. 議題

(1) 第 1 回燕市行政改革推進委員会での質問事項への回答について（資料 1-1～1-6）

会長：本日の議題は、2 つということあります。まず、（1）「第 1 回燕市行政改革推進委員会での質問事項への回答について」ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局：資料 1-1～1-6 に基づき説明）

会長：大きく 3 点、まず最初に昨年度の行革の実績が確定したことについて説明がありまして、その次に、指定管理制度関係についての回答、自動販売機の関係の回答について事務局から説明がありました。

これらにつきまして何かご質問などありましたら、挙手をしてからご発言をお願いいたします。

委員：資料 1-5 指定管理者制度導入施設の収支決算状況の表について、単年度の収支状況が掲載されていますが、この表では表に出てこない、いわゆる、内部留保が目立って大きな団体というのではないですか。

事務局：基本的には収支差引金額が繰越されている状況でございますので、指定管理者の委託料においては、内部留保に繋がっているものはないというふうに捉えております。

委員：資料 1-3 で、燕市は他の市に比べて、週 1 日以上スポーツを実施している成人の割合が低いが、これは何かネックになるものがあるのでしょうか。

事務局：“燕市スポーツ推進計画”を平成 25 年度に策定し、その際のアンケートからの内容ですが、原因までは把握されていないというところでございます。

会長：聞かれたら説明責任というものがあるかと思います。推測でもいいのですが、なぜ全国や県より低いのでしょうか。アンケートの仕方が国や県と違っていて比較の対象とするのが適切ではないということもありえますが、次までに説明できるようにお願いします。

委員：資料 1-1 で、ジェネリック医薬品は 3 千万円ほど財政効果が出ているということですが、この金額はどうやってカウントしたのですか。

事務局：算出方法が複雑なので、次回に資料を出させていただきます。

会長：資料の正確性もあるが、市民の方にわかるような資料を作成していただきたい。資料を次回までに作成していただき、わかりやすい説明をしてください。

委員：資料 1-2 の施設名に通称が入っておらず、わかりづらいので、わかりやすいように通称を入れることも考えていただきたい。

会長：資料 1-2 は条例上の正式名称だと思いますので、一般的に市民の方に示す際には、かっこ書きを入れるなり、市民の方に通っている名称でも構わないと思いますので、表記を工夫してください。

他いかがでしょうか。よろしければ次に移らせていただきます。

(2) 公共施設使用料等の見直しについて（資料 2）

会長：続きまして、公共施設使用料等の見直しについてということでございます。事務局から説明いただけますでしょうか。

（事務局：資料 2 に基づき説明。）

◎質疑応答

会長：ただいま使用料の見直しにつきまして、説明があったわけでございますが、この説明につきましてご質問等ございましたら、挙手をしてご発言いただければと思います。

委員：前回の資料 3-3 では対象施設が 56 施設あるということでしたが、別表 1 では 46 施設となっており、抜けている施設がありますが、これはどういうことでしょうか。

事務局：前回の資料では全 56 施設としてださせていただきましたが、今回の資料 2 の方ではそれを 46 施設に絞らせていただいております。

改めて施設の内容を精査し、特殊な事情のある 10 施設を除外させていただいたものになります。資料 2 の 9 ページに書かせていただきました通り、本来、貸館業務を主とする体育館施設、公民館施設とこれらの施設では、同じ土俵の中で議論することはできないのではないかということで、4 象限での検討の項目から外させていただきました。

ただ、これらの施設について検討しないのではなく、これらの施設につきましては、個別にこの場でご検討、ご協議いただきたいと考えております。

まずは、公民館、体育施設等をご議論いただき、例外的な取り扱いの部分はそれに準じた形にはなるかと思いますが、また別途ご協議いただきたいと考え、分けさせていただきました。

委員：10 ページ下のほうに 3 つの史料館が書いてありますけれども、基準によらず、個別に検討するということは、使用料自体をこの委員会で見直すということですか。

事務局：府内組織として行政改革推進本部がございます。そちらにかけながら方向性が出たものについてお示しし、ご意見をいただく形になります。

具体的に全て見直しされるかということ自体もまだ確定しておりませんので、今後の協議の中で、そういった必要のあるものについては資料をお出ししていきたいと考えております。

会長：いずれにしても体育館や公民館が福祉施設等とは同じように扱えないということでしょうか。

事務局：一定の基準を用いて、見直しの指針とするような対象ばかりではないと考えておく必要があるということです。

委員：資料 2 の 3 ページに受益者負担の割合は 13.9% とあり、8 ページのグラフも 13.9% で一致していますが、これは偶然の一致ですか。それとも 3 ページの数字を 8 ページに出しただけですか。

事務局：同じ過去 3 年間の平均の数字で出させていただいておりますので、そのために一致しております。

委員：こういう形で使用料を決めて、指定管理者の方々にも市役所の方で決めた使用料にしてもらうのですか。

事務局：指定管理者が利用料金を直接収納するところもあり、その基準については

市の条例に基づいて収入されます。

従いまして、指定管理料の算定の際には、市の基準に基づいた使用料がこれだけ入り、経費はこれだけ、そのため委託料はこの金額になるという協議をしています。利用実績をあげて収入を増やせばその部分は自分たちの利益にも繋がりますが、使用料の基準は条例で定められております。

会長：一定の枠をはめるということは当然、公共施設であるので必要です。一方で自治体の会計を通さなくていいというメリットと、頑張ればその分は民間の方に入るようになりますというのが指定管理者の主旨で、ただの委託だと、そういうことができなかつたりします。

委員：どのくらい一人あたりの使用料が上がるのか、数字的なイメージはありますか。

事務局：次回以降にお示しさせていただきたいと考えております。

基本的に、市民のご理解も得る必要があるという中で、まず、似たような貸館施設である、体育館と公民館でも統一性が図られていないという部分は、少なくとも統一的な基準が必要であろうと冒頭にも述べさせていただきました。

どれだけ使用料を上げなければならないというよりも、公平性を第一に考えております。

もう少し時間をいただいて府内でも検討した中で、次回お示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

会長：先程の説明にあったように、ここでものすごく使用料を上げようということではありません。実際は不公平であることが、よく見えていないところがあり、あるいはスポーツ施設と文化施設の間に、もしくはスポーツ施設間でもいろいろあると思うので、そこを明らかにした上で、どのような基準が可能かということを検討するということです。

委員：近隣市町村でも使用料の見直しをやっておられて、委員のメンバーを見ますと、各種団体、文化協会、体育協会、スポーツ少年団、婦人会、PTA、青少年、老人会、自治会というようなメンバーで審議されているのが実態でして、比べると、この委員会は全然違うようなメンバーになっており、その辺の意見も聞いた上で協議すべきなのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

事務局：おっしゃる通りだと思います。ここでは個々の金額を決めてもらおうということではなく、見直し基準の考え方について府内で案を作った中でご意見・確認をいただきたいということでござります。

利用者団体等の関係につきましては基準の素案を作った中で主管課を交えながら意見聴取をする必要があると考えております。

会長：基準というところになると、各団体の代表が集まる場ではないところで方向性を示すというのは一つのやり方ですが、皆さんおっしゃるように各団体の声を無視することは当然できません。基準・方向を示すといつてもやはり具体なも

のを見ないと意見を出せませんから、事務局で整理をしていただきたいと思います。

4. その他について

会長：それでは最後に、その他ということで事務局の方からお願ひいたします。

(事務局から説明)

会長：次回は議論の分量も多いかと思います。できれば事務局の方は資料も大事ですが、多すぎると困ってしまうこともありますので、工夫をしつつ、宿題につきましてはしっかり関係課と協議いただければと思います。

それでは、本日の会議は以上で終了したいと思います。皆様お疲れさまでした。